

## 監査の品質向上に向けた取組み

2018年1月5日現在

UHY 東京監査法人  
品質管理委員会

金融庁より、2017年3月31日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されました。同原則は、5つの原則から構成され、監査の品質向上や監査法人の社会的信頼を高めるために、監査法人にその適用を求めています。UHY 東京監査法人では、以下のとおり「監査法人の組織的な運営」に取り組んでいます。

### 原則1 【監査法人が果たすべき役割】

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

#### ➤ 対応済み

当監査法人では、独立性を堅持し、高品質の専門的なサービスを提供することにより、国民経済及び社会の健全な発展に寄与していくことを目指し、監査スタッフ等専門要員に対して、各人の自己実現が図れるような自己啓発活動を奨励するとともに、特にクライアントの皆様から信頼されうるビジネスパートナーとなれるよう不断の向上心で邁進します。さらに、組織として個々人の個性を尊重すると同時に、チームワークに貢献できる人材を育成するため、社内外のコミュニケーションを確立し、風通しの良い組織風土の醸成に努めております。この経営理念実現のため、私たちは、不断の向上心、グローバルな視点、積極的なコミュニケーションを3つの行動指針として遵守し、会計監査の品質を組織として持続的に向上させております。

### 原則2 【組織体制】（マネジメント）

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

#### ➤ 対応済み

当監査法人では、経営の最高意思決定機関として代表社員会を設置するとともに、機動的な経営体制を構築しています。具体的には、法人全体の業務執行責任者である法人代表は、監査における審査部門の責任者である審査委員長及び、監査業務における品質管理責任者である品質管理委員長と適時連携を図っており、この三者を社員総会で選出する三権分立的な組織運営を実行し

ています。また経営会議の場においては、適時外部アドバイザーにも参加して頂く等、外部の知見を取り入れることで、会計監査の品質の持続的な向上を確保しております。

### 原則3 【組織体制】(ガバナンス)

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

#### ➤ 対応済み

当監査法人では、法人全体の運営を独立した立場で評価・監視する外部アドバイザーとして、外部の弁護士及び公認会計士等を選任し、経営機能の実効性について適時意見交換を行っております。

### 原則4 【業務運営】

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

#### ➤ 対応済み

当監査法人では、品質管理委員会を中心に、監査品質を確保する業務ツールの開発、改良を行うとともに、国内外の研修への積極的な参加、UHYの海外メンバーファームとの交流等により、人材の育成に力を入れています。また法人内研修や日常的な業務実施の過程で法人内コミュニケーションを積極的に行い、被監査会社に対しても監査前の事前ミーティングや監査後の報告会をはじめ、経営陣のみならず現場担当者とも意見交換や議論を行う場を年に複数回設けております。さらに、法人内では年2回の査定を360度評価で実施することで、公正な人事評価と働きやすい環境作りに取り組んでいます。

### 原則5 【透明性の確保】

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

#### ➤ 対応中

当監査法人では、監査の品質向上に向けて、当監査法人における本原則の適用状況など、その実効性の評価の透明化を目指しております。本取組みの公表はその一つではありますが、現在UHY internationalの対応方針を含め各国の情報を収集中です。